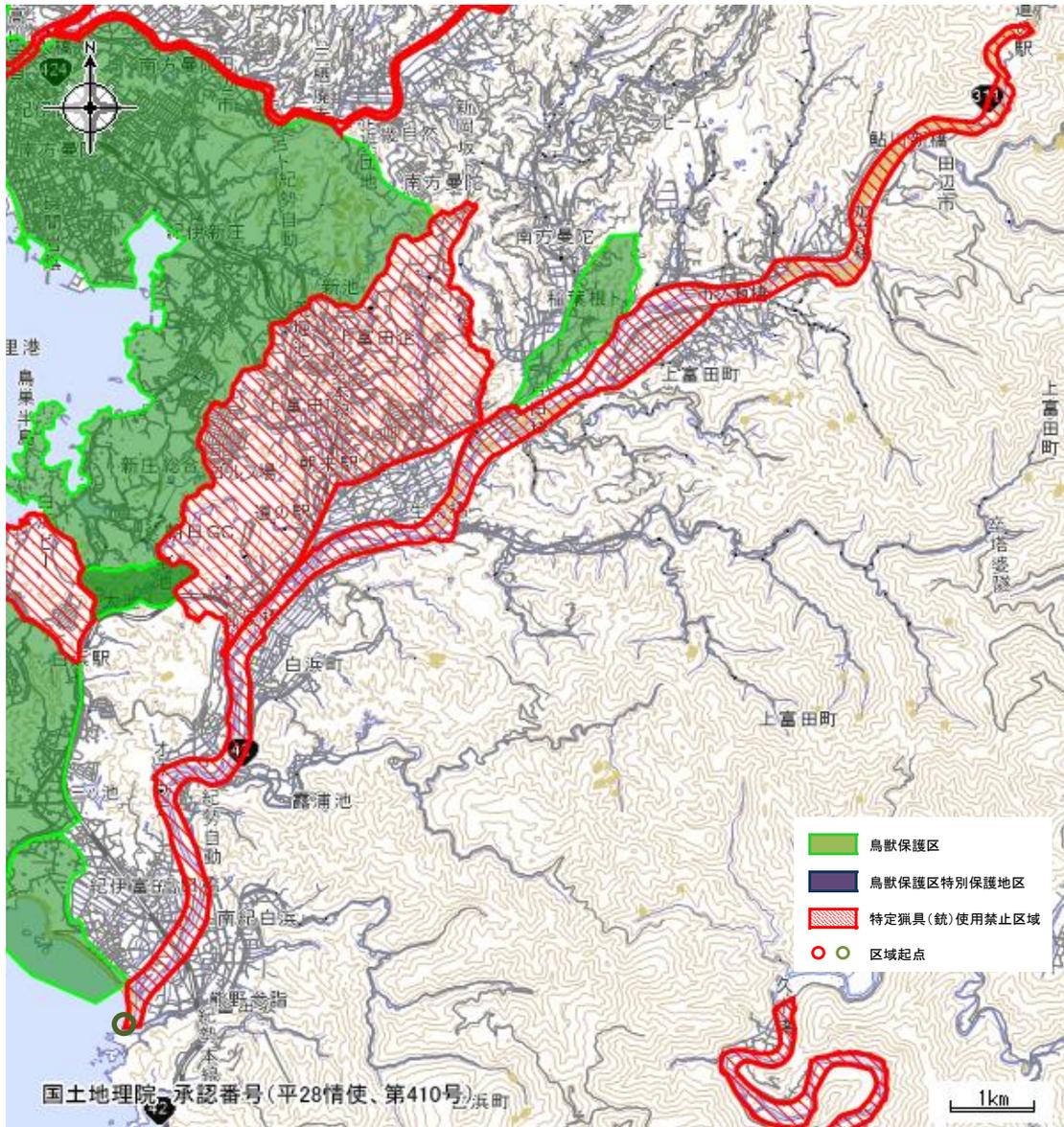


特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	3	区域の名称	富田川
区域面積	474.0ha		
指定期限	令和9年10月31日まで		
指定区域	<p>西牟婁郡白浜町中地内の富田川河口右岸の南端を起点とし、同所から川寄り堤防に沿って上流に進み国道42号線郵便橋に至り、同国道を北東に進み上富田町岩崎不動坂に至り、同所から富田川の川寄り堤防に沿って上流に進み県道生馬橋詰を横断して川寄り堤防と山寄り堤防との交点に至り、同所から山寄り堤防に沿って上流に進み同町岩田立平地内の県道上富田南部線に至り、同所から同県道を北東に進みさらに三宝寺橋を経て同県道と分かれ岩田橋右岸橋詰に至り、同所より堤防を上流に進み同町上岩田地区の県道上富田南部線と再び合流し、同所から同県道を北東に進み国道311号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み、田辺市大塔村と田辺市中辺路町との境界に至り、境界線上を富田川左岸に至る。更に同所から富田川左岸を下流に進み、上富田町市ノ瀬地内南岸の大芝地内を囲み堤防に沿って下流に進み同町下田熊地内の県道岩田保呂線に至り、同県道を南西に進み、郵便橋に至り、同所から国道42号線に沿って南西に進み、白浜町富田地内のJR紀勢本線富田鉄橋左岸橋詰に至り、同所から富田川川寄り堤防を下り、高瀬川に接し、同川の右岸を下り同川右岸南端に至り同所から起点に至る線に囲まれた区域</p>		

参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	5	区域の名称	百間山溪谷公園
区域面積	51.0ha		
指定期限	令和11年10月31日まで		
指定区域	百間谷口を起点とし、百間山溪谷遊歩道を千体仏まで登り、千体仏から西南西に尾根づたいに山道を進み遊歩道に至り、同遊歩道を南下し林道木守杉谷線に至り、同林道を西進し百間谷口に至る線に囲まれた区域		

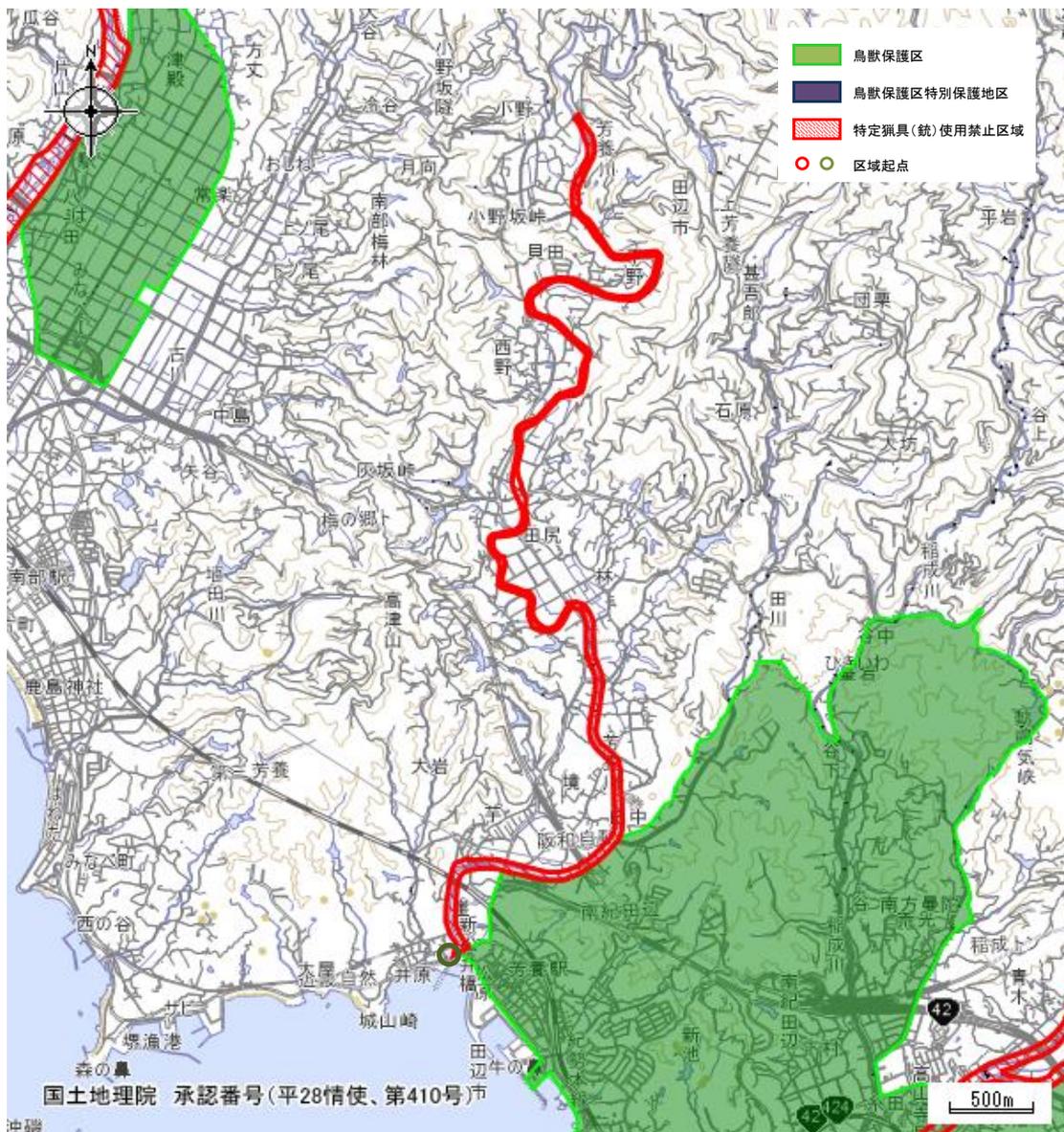
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	12	区域の名称	芳養川
区域面積	32.0ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	<p>田辺市芳養町松原地内の芳養川河口右岸の南端を起点とし、同所から同川の右岸の堤防を上流に進み中芳養町小野地区内の広田橋右岸橋詰に至り、同所から同橋左岸橋詰を経て同川左岸の堤防に接し、同堤防を南に下り同川河口左岸の南端に至り、同所から西進し起点に至る線に囲まれた区域</p>		

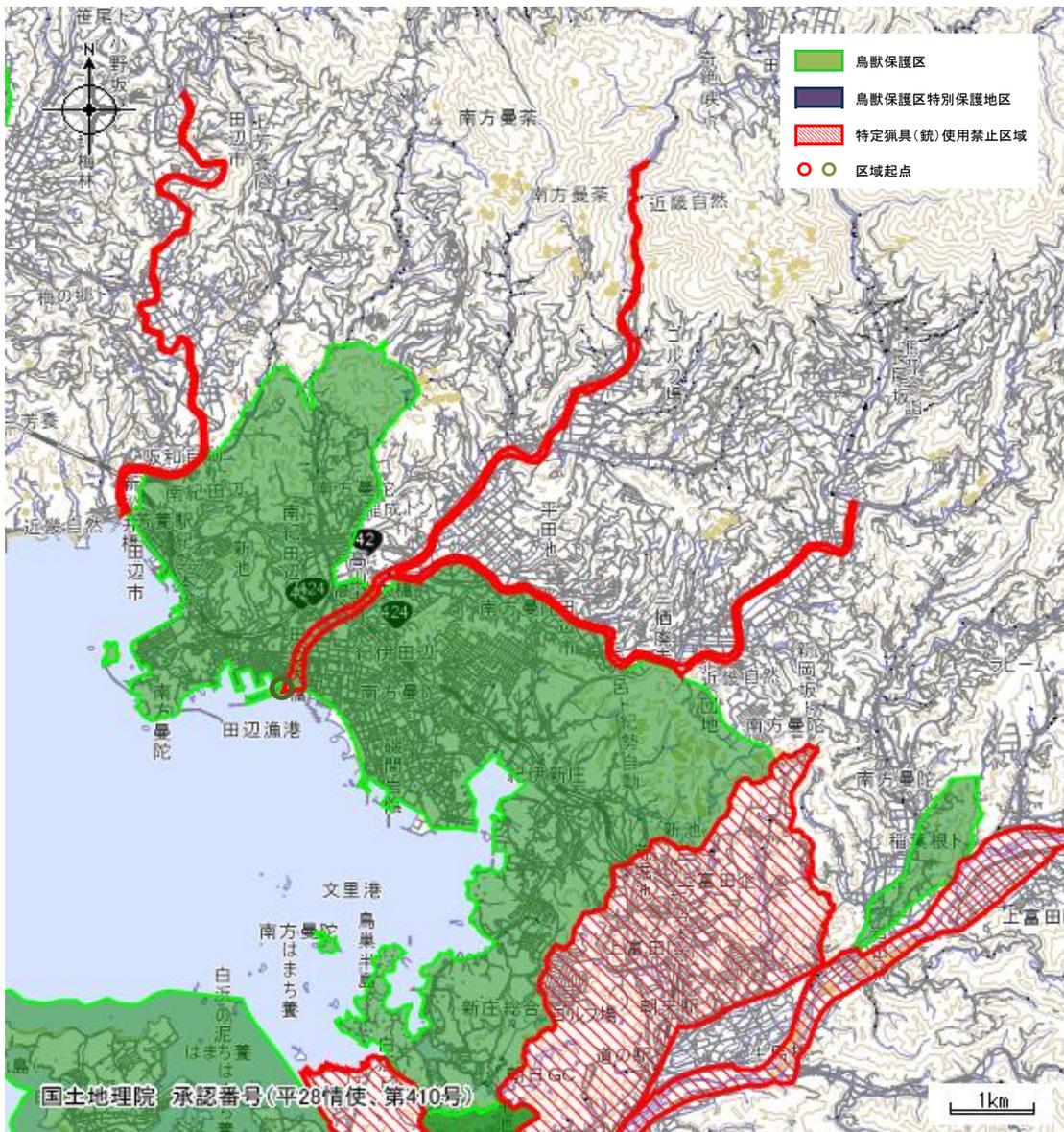
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	13	区域の名称	会津川
区域面積	63.0ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	<p>田辺市江川地内の会津川河口右岸の南端を起点とし、同所から会津川の右岸を北東に進みJR紀勢本線鉄橋を経て右会津川右岸堤防に至り、同堤防を北東に進み田辺市上秋津杉ノ原地内の高尾橋に至り、同所から県道田辺龍神線を北北東に進み奇絶峡地内の川中橋に至り、同橋を渡り右会津川左岸に至り、同左岸を下流に進み田辺市秋津町地内の会津川堤防に至り、同堤防を南西に進み秋津町地内の左会津川右岸の堤防に接し同堤防を上流に進み上三栖地内の一倉橋右岸橋詰に至り、同所から一倉橋を経て左会津川左岸の堤防を下流に進み会津川堤防に接し同堤防を南西に進みJR紀勢本線会津川鉄橋に至り、同所から会津川の左岸を下流に進み河口左岸の南端に至り、同所から北西に進んで起点に至る線に囲まれた区域</p>		

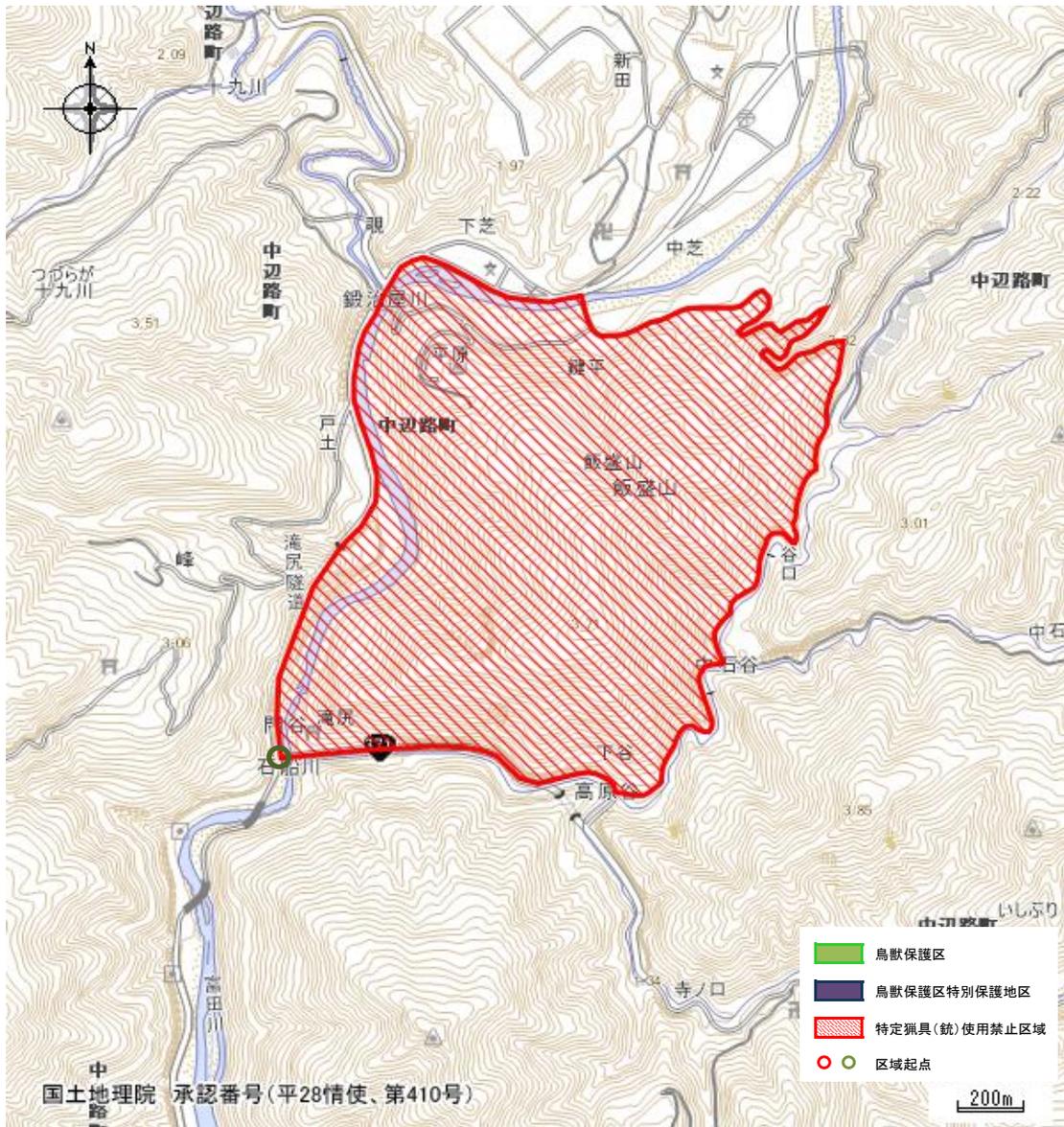
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	17	区域の名称	古道ヶ丘
区域面積	155.0ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	<p>田辺市中辺路町栗栖川地内滝尻橋東詰を起点として、同所から国道311号(旧道)を北進し国道311号(新道)との交点に至り、更に同国道を北進し原之瀬橋北詰に至り、同所から同橋を渡り市道4号(中芝高原)線を東進し市道19号(上芝中石口)線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道371号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区</p>		

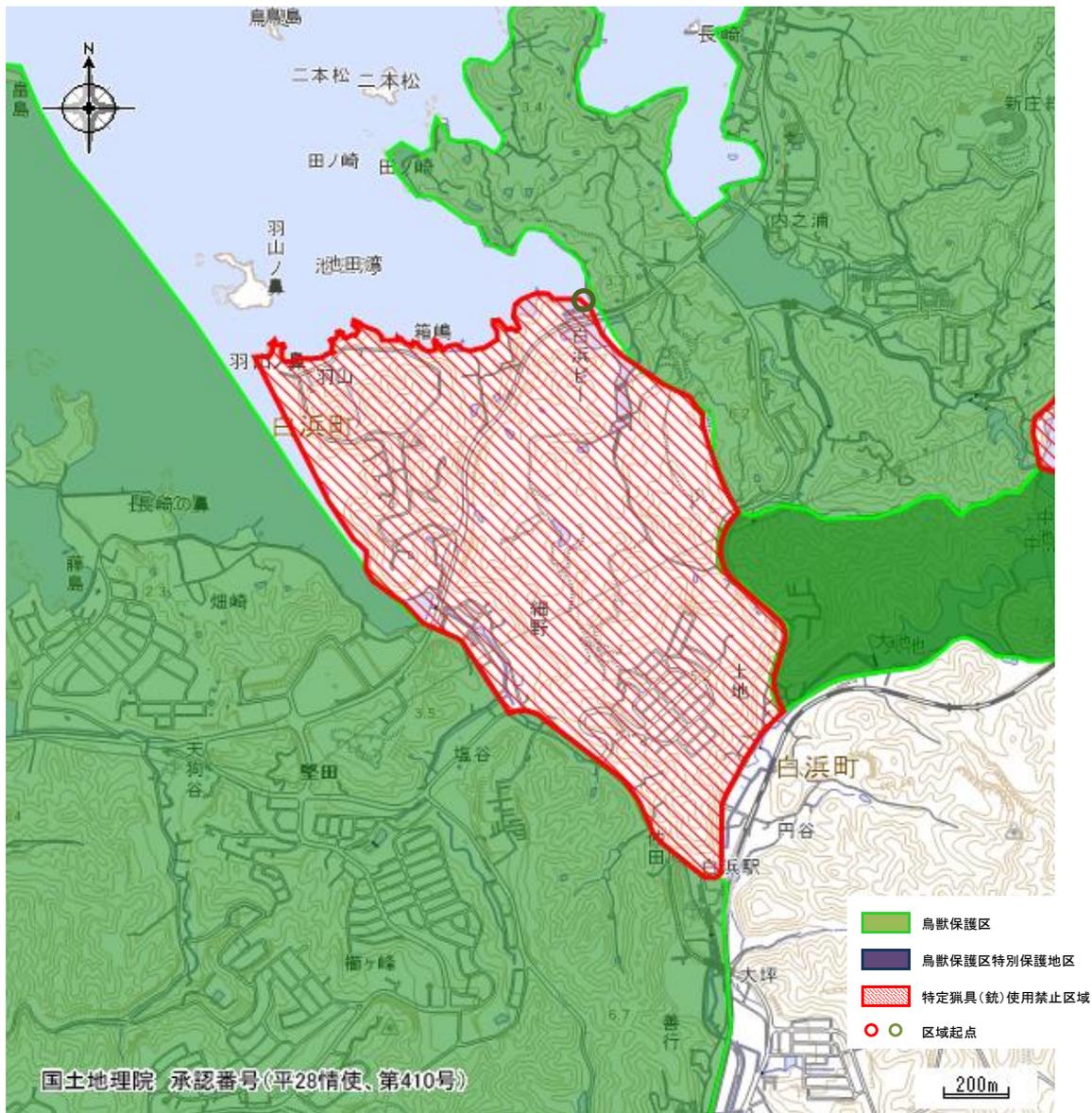
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	18	区域の名称	堅田
区域面積	129.0ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	田辺市と西牟婁郡白浜町との市町界の池田湾を起点とし、同所から同市町界を南進し町道内ノ浦線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道田辺白浜線との交点に至り、同所から同県道を南進し白浜駅に至り、同所から同県道を北西に進み町道細野新庄線との交点に至り、同所から同町道を更に北西に進み細野港に至り、同所から池田湾を北進し羽山ノ鼻に至り、同所から海岸線を東進し起点に至る線に囲まれた区域		

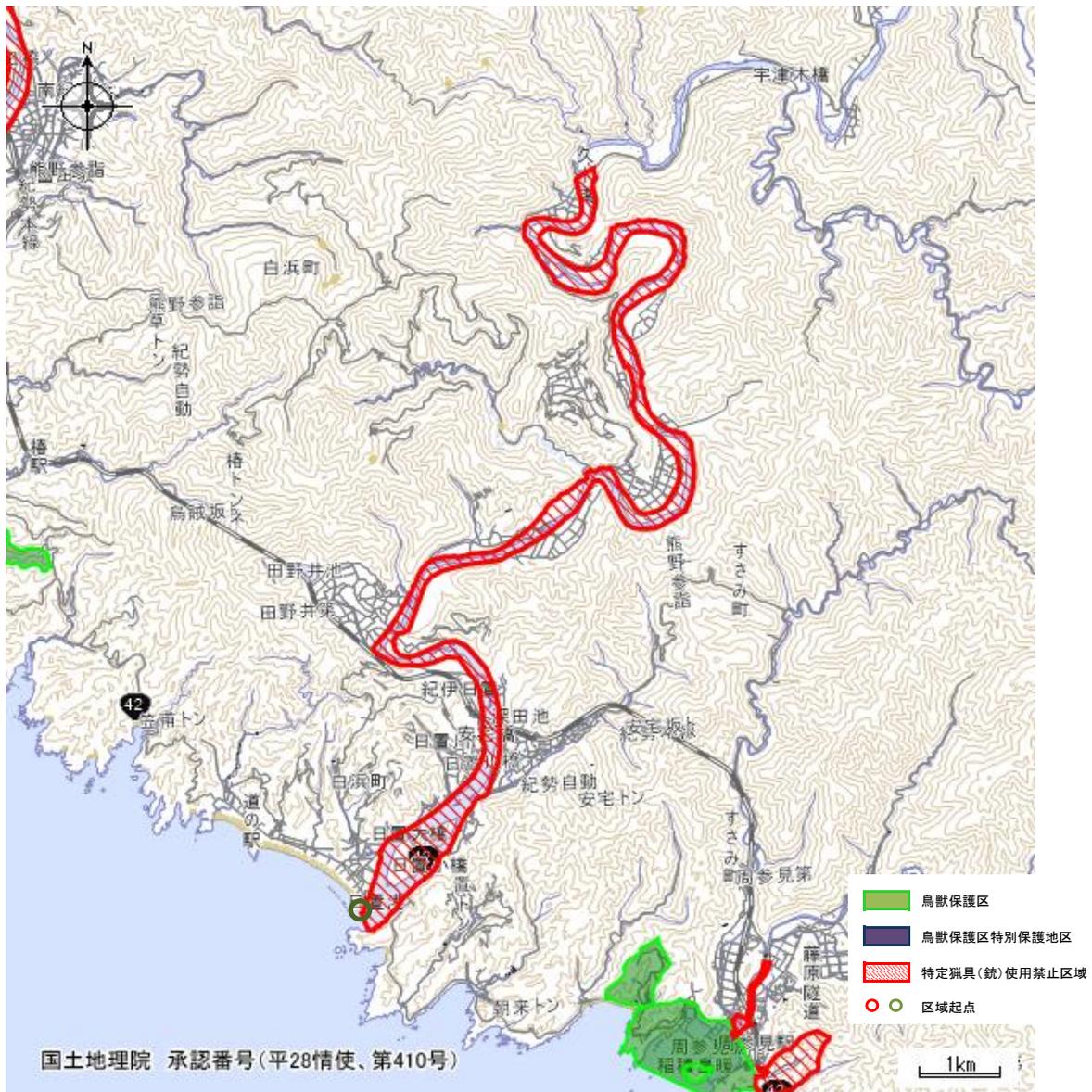
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	23	区域の名称	日置川
区域面積	248.0ha		
指定期限	令和14年10月31日まで		
指定区域	西牟婁郡日置町日置地内の日置川河口右岸南端を起点として、同所から同川右岸堤防を上流に進み日置浄水場に至り、同所から県道日置川大塔線を北東に進み同町安居地内の堤防に至り、同堤防を北東に進み県道日置川大塔線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み同町寺山地内の堤防に至り、同堤防を北進し同町神宮寺地内に至り、同所から山麓に沿って上流に進み同町久木地内の堤防の南端に至り、同堤防を上流に進み久木橋右岸橋詰に至り、同所から同橋を経て同橋左岸橋詰に至り、同所から南東に進み山麓に至り、同山麓に沿って南進し同町中嶋地内の堤防に至り、同堤防に沿って下流に進み同堤防の南端に至り、同所から南南西に進み山麓に至り、同山麓に沿って南進し同町口ヶ谷地内の堤防に至り、同堤防に沿って下流に進み山麓に至り、同山麓に沿って下流に進み同町田野井の堤防に至り、同堤防を下流に進み山麓に至り、同山麓に沿って下流に進み同町矢田地内の堤防を経て南西に進み宝谷を越えて同町塩野地内の町道安宅塩野線に至り、同町道を南西に進み県道日置川すさみ線の日置小橋東詰に至り、同所から日置川左岸を下流に進み同川河口左岸の西端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域		

参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	42	区域の名称	千里
区域面積	290.0ha		
指定期限	令和10年10月31日まで		
指定区域	<p>日高郡みなべ町山内地内の南部橋北詰を起点とし、同所から南部川右岸を河口に進み海への境界点に至り、同所から海岸線を南西に進み目津崎地先に至り、同所から海岸線を北西に進み東岩代浜地区の鉄道踏切に至り、同所から町道浜線を北東に進み国道42号との交点に至り、同所から国道を南進し起点に至る線に囲まれた区域</p>		

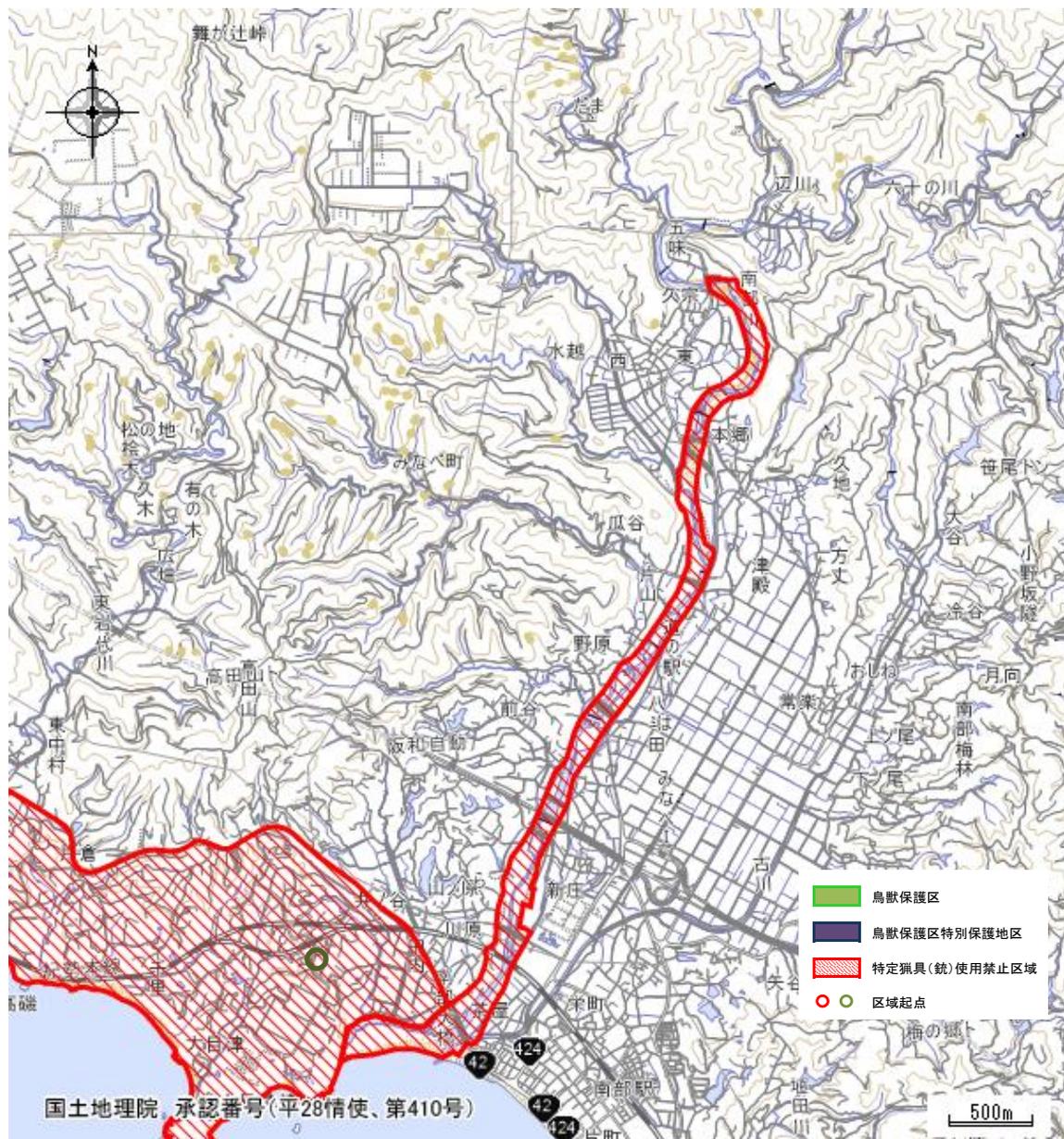
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	16	区域の名称	南部川
区域面積	89.0ha		
指定期限	令和13年10月31日まで		
指定区域	南部川河口右岸南端を起点とし、河川境界線及び右岸堤防を上流に進み、国道42号南部橋北詰に至り、同国道を横断して町道山内閉め谷線を北進し新庄橋西詰に至り、同所から更に町道須賀社山内線を北進し国道424号西本庄西詰に至り、同国道を横断し右岸堤防を約1.2キロメートル上流に進んだ地点の同国道四郎橋を渡り南部川左岸に至り、同地点から河川境界線を下流に進み同国道西本庄橋東詰に至り、同国道を南進し町道徳蔵堤防線との分岐点より同町道及び町道千賀浦新庄線を経て国道42号南部大橋南詰に至り、同国道を横断し河川境界線に沿って南部川河口左岸南端に至り、同所から右岸南端の起点に至る線に囲まれた区域		

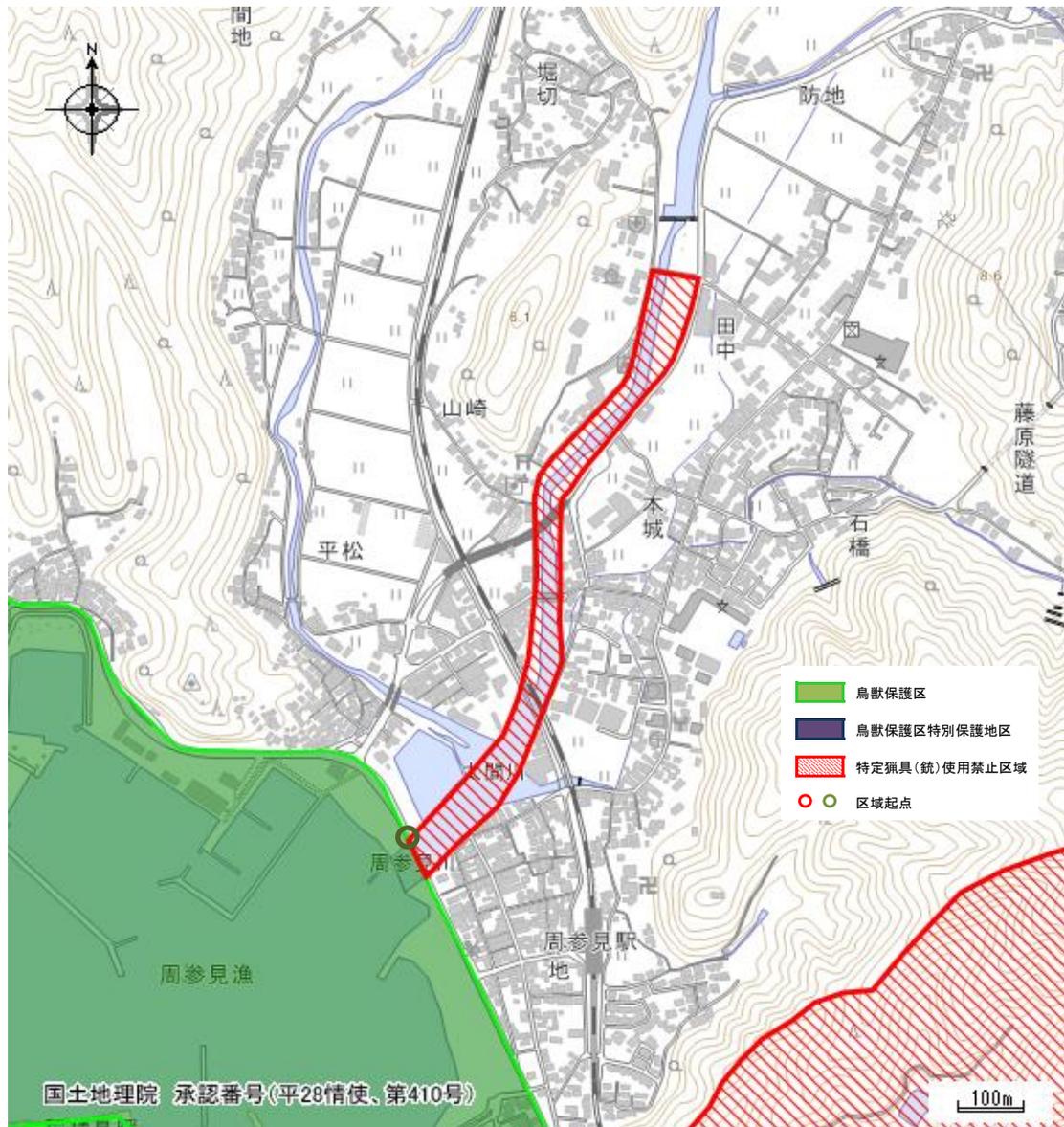
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	24	区域の名称	周参見川
区域面積	5.0ha		
指定期限	令和14年10月31日まで		
指定区域	西牟婁郡すさみ町周参見地内の周参見川河口右岸堤防の南端を起点として、同所から周参見川の右岸を上流に進み太間川を越えて遠見橋右岸橋詰に至り、同所から県道城すさみ線を北進し望見橋右岸橋詰に至り、同所から同橋を経て同橋左岸橋詰に至り、同所から周参見川の左岸を堤防に沿って下流に進み周参見橋に至り、同所から周参見川河口左岸南端に至り、同所から北西に進み起点に至る線に囲まれた区域		

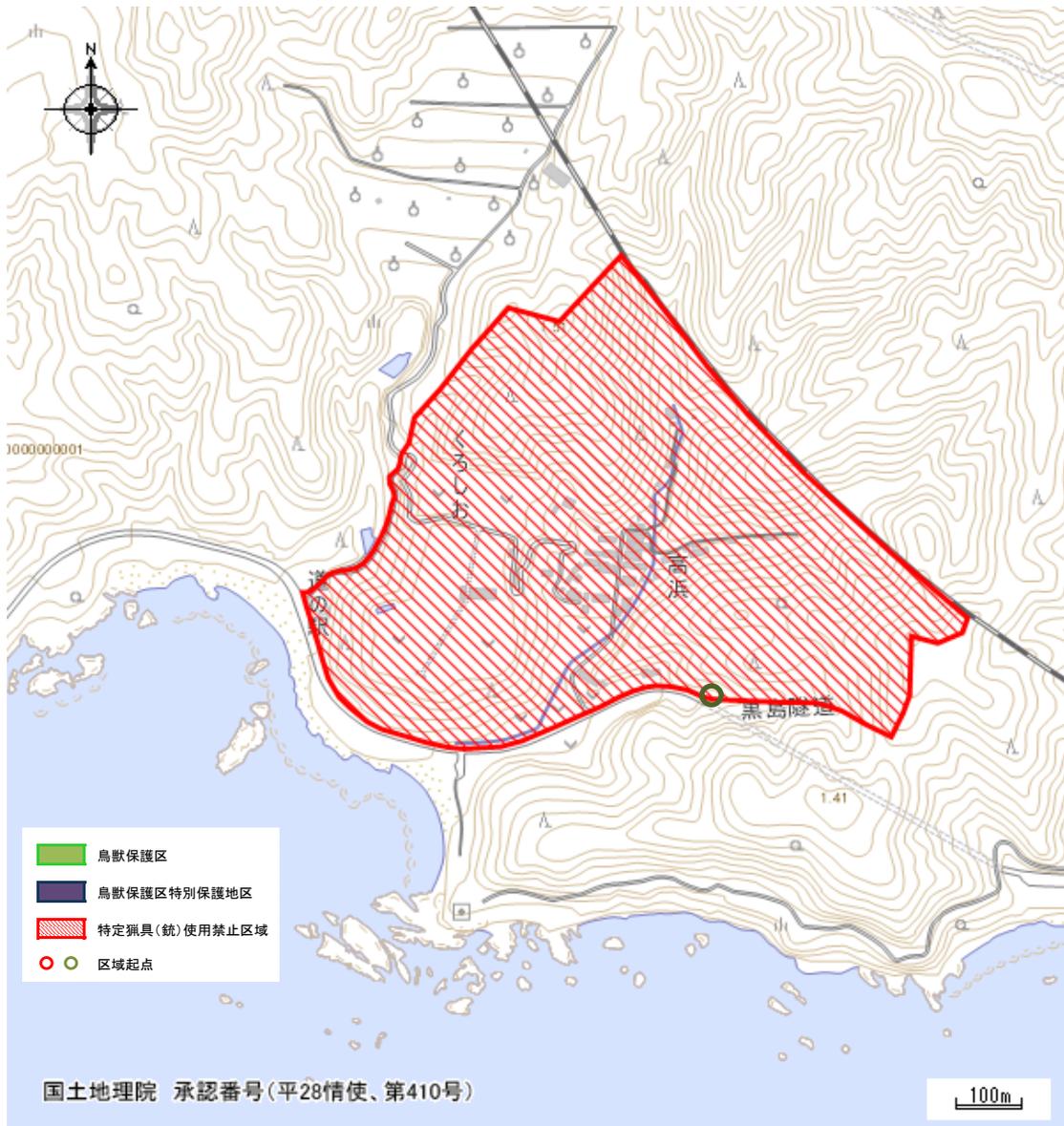
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	39	区域の名称	高浜
区域面積	38.0ha		
指定期限	令和7年10月31日まで		
指定区域	西牟婁郡すさみ町見老津地内の国道42号と農道(天鳥地区進入道路)との交点を起点とし、同所から同農道を北進し和歌山県畜産試験場西境界線に沿って稜線に至り、稜線を北進し紀勢本線軌道上に至り、同所から軌道を南進し和歌山県畜産試験場東境界線に沿って国道42号黒島トンネル入口に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた区域		

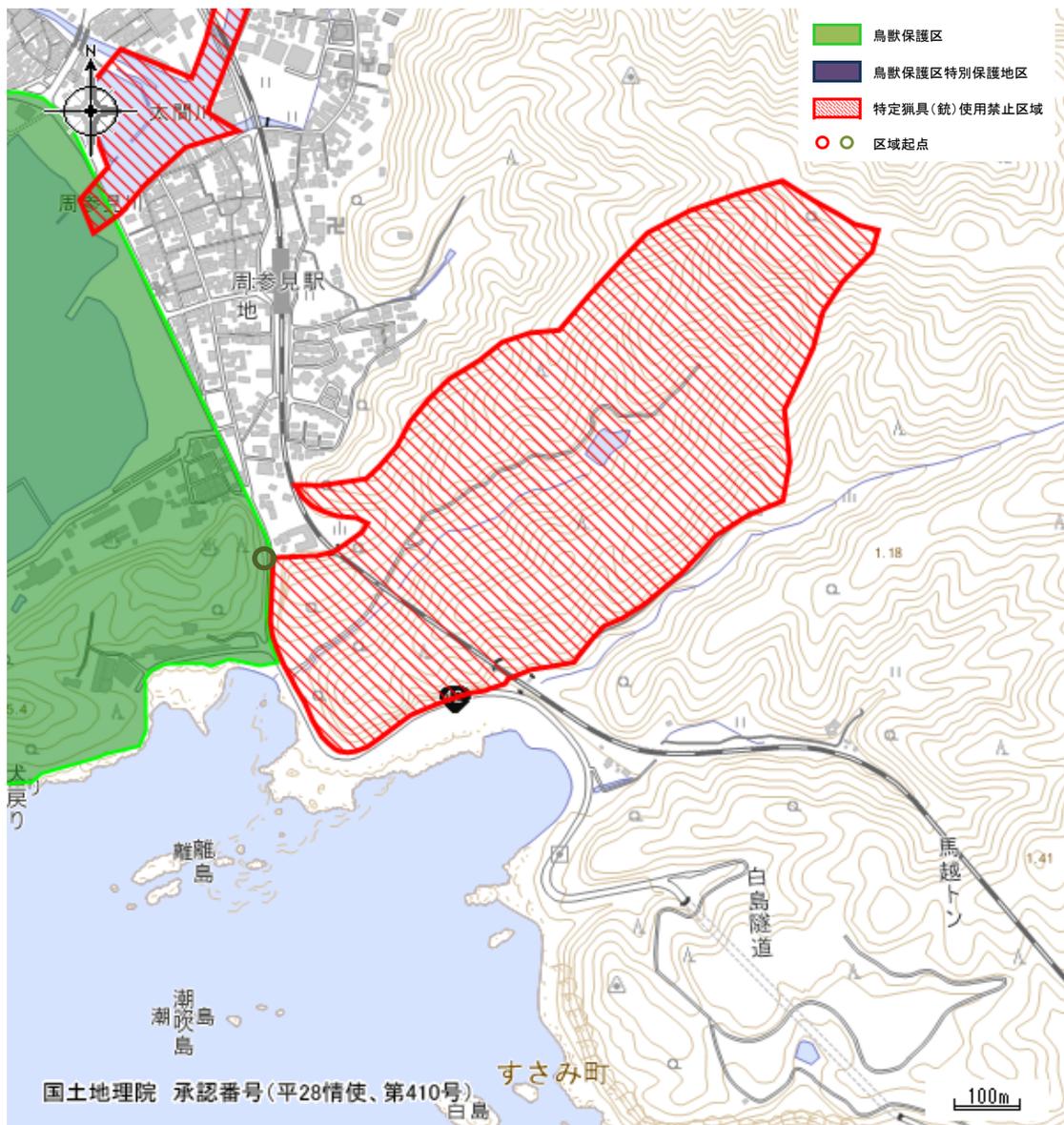
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	40	区域の名称	下地
区域面積	35.0ha		
指定期限	令和8年10月31日まで		
指定区域	<p>西牟婁郡すさみ町周参見4491番1の南端を起点とし、同所から山肌を北東に200メートル進み、更に北西に150メートル進み稜線に至り、同所から同稜線を北東に進み山頂からの稜線との交点に至り、同所から同稜線を南東に進み町道鯨谷線終点から伸びる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南進し町道鯨谷線に至り、同所から同町道を南進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた区域</p>		

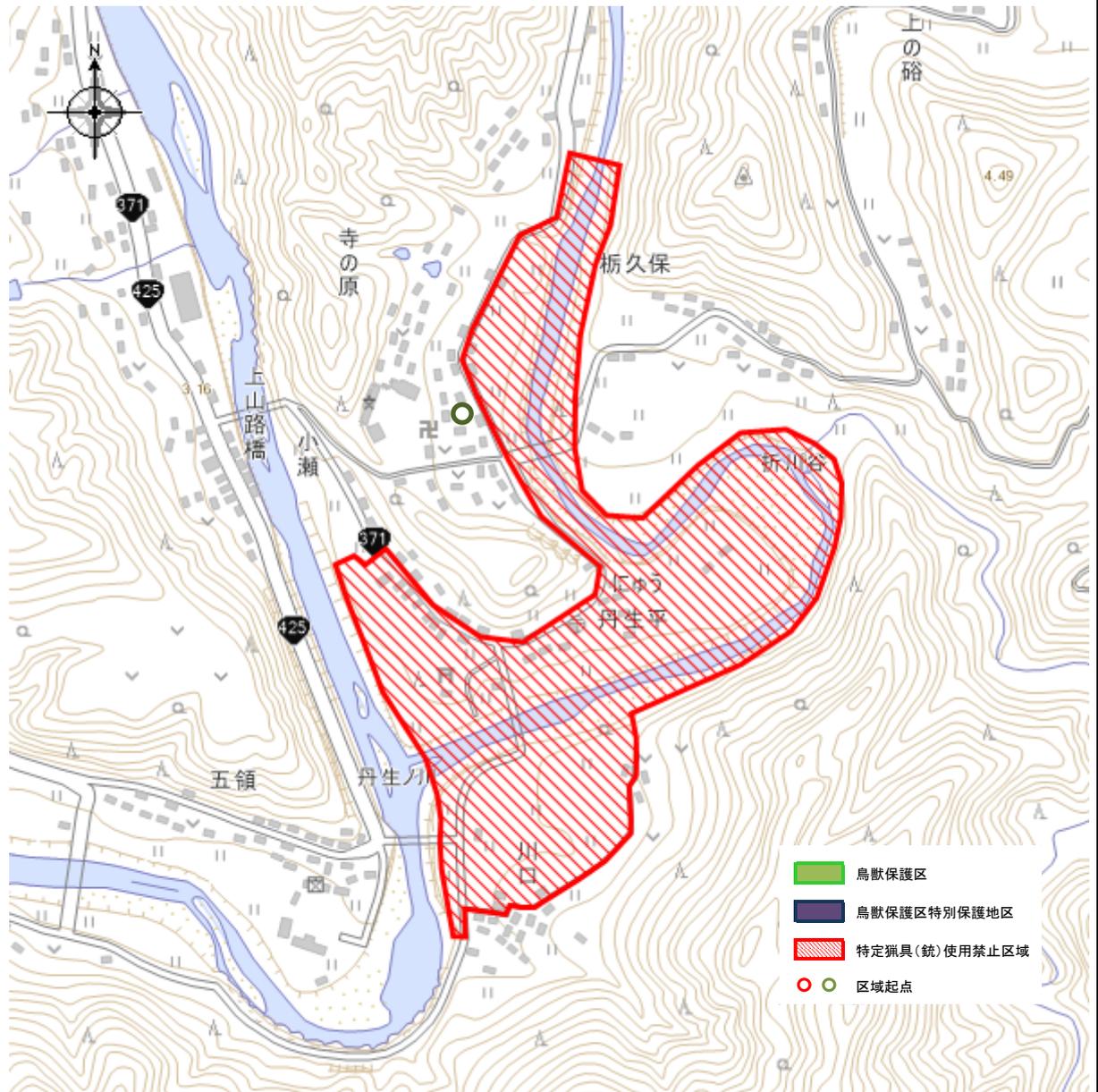
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	47	区域の名称	東
区域面積	27.0ha		
指定期限	令和5年10月31日まで		
指定区域	<p>田辺市龍神村東地内の国道371号高橋西詰を起点とし、同所から県道龍神十津川線を北進し丹生ノ川右岸の椿谷と同県道との交点に至り、同所から直角に丹生ノ川左岸河川境界点に至り、同所から丹生ノ川左岸河川境界線を下流へ進み、大字東字川口地内の折川用水路延長線との交点に至り、同所から折川用水路を経て同用水路の集水桝に至り、同所から人工林と農地との境界を進み市道五領川口線(1号)の墓地前に至り、同所から同市道を南進し市道丹生平下村線との接点に至り、同所から井谷を西に進み日高川左岸河川境界線との交点に至り、同所から日高川左岸河川境界線を上流に進み大字東と大字西との境界点に至り、同所から同境界線を進み国道371号との交点に至り、同所から同国道を南下し大字東字丹生平地内を経て起点に至る線に囲まれた区域</p>		

参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	51	区域の名称	朝来
区域面積	820.0ha		
指定期限	令和16年10月31日まで		
指定区域	<p>田辺市、白浜町及び上富田町の境界を起点として、同所から田辺市と上富田町との境界を北東に進み高畑山山頂に至り、同所から稜線に沿って山道を南進し方鹿高畑農道を通って井ノ谷池に至り、同池から井ノ谷川沿いに南進し県道上富田南部線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道上富田すさみ線との交点に至り、同所から同県道を更に西進し町道梅田上村線との交点に至り、同所から町道梅田上村線を更に西進し国道42号との交点に至り、同所から国道42号を南西に進み郵便橋西詰に至り、同所から県道栄岩崎線を南西に進み白浜町と上富田町との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>		

参考図面

